2025
年度
市川市

＼あんしん／
住宅助成制度

安全で快適な住まいづくりを進めるため、住宅の改修工事について費用の一部を助成するものです。

リフォーム補助金

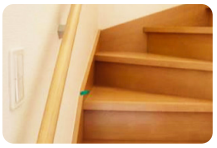

手すりの設置　最大10万円

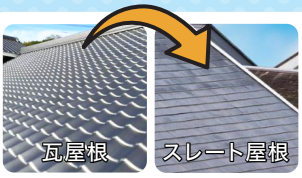

屋根の葺き替え（軽量化）　最大30万円

補助の対象となる方

市川市に住民登録している方又は、
実績報告時までに市川市に住民登録される方

申請者及び補助対象住宅に居住する
全ての方が**市税等を滞納してない**

補助の対象となる住宅*1

補助対象者が、市川市内に所有し、**自ら居住している**住宅

又は

補助対象者が、市川市内に所有し、**実績報告時に自ら居住する予定**の住宅

*1 戸建て又はマンションの専有部

補助金の額

基本　**対象工事費の1/3（限度額10万円）**

耐震診断*2後、木造住宅で耐震性を高める*3工事を行なう場合や旧耐震基準で建てられた木造住宅に耐震シェルターを設置する場合

対象工事費の1／2（限度額30万円）

*2 耐震診断については「耐震診断助成制度」があります。詳しくは建築指導課（TEL：047-712-6337）へお問い合わせください。
*3 Iw値0.7以上かつ実績報告までに建築基準法の規定に適合させる必要があります。

市川市 街づくり整備課
（第2庁舎 3階）
〒272-0023 市川市南八幡2-20-2
TEL：047-712-6327　FAX：047-712-6326

手続きの流れ

1 業者から見積りを取る

市内施工業者（市内に本店がある法人または個人事業者）を利用すること。

市では施工業者の指定や紹介は行なっていません。

2 必要な書類を揃える

申請書は、市公式Webサイト（右記2次元コード参照）などから入手できます。

3 市川市 街づくり整備課窓口に申請する

（郵送や支所等では受付できません
申請を施工業者等が代行することもできます）

■申請場所：表面の問い合わせ先参照
■受付時間：午前9時から午後5時

目安 3週間

4 決定通知が届く

5 契約・工事着工

変更が生じた場合、速やかに市川市へご連絡ください。

6 申請した窓口に実績報告をする

7 額確定通知が届く

8 申請した窓口に補助金の請求をする

9 補助金が支払われる

補助金の受け取りは、委任を受けた施工業者を指定することもできます。その場合は必ず事前に街づくり整備課へご連絡ください。

ご注意

＊既に契約済、工事中、工事済の場合は申請できません。

＊窓・ドア・床・壁・天井の断熱に関しては「市川市住宅断熱改修促進事業補助金」が利用できます。

＊その他の注意事項については市公式Webサイトをご覧ください。

対象工事と基準

❶又は❷のどちらかの、居住部分に関する改修工事が対象になります。
※工事を伴わないもの、機器や家具の購入は対象外です。

メニュー	工事内容	基準	
❶バリアフリー 介護認定有りの方、障害者手帳をお持ちの方及びその同居者の方は申請できません	手すりの設置	門から玄関までの通路部分の工事も対象	
	段差の解消		改修後の高低差を20mm以下とするもの
	開き戸▶引き戸	開き戸を引き戸（半折、アコーディオンを含む）へ変更するもの	
	和式▶洋式便所への変更		
	浴槽のまたぎ高さの低減	洗い場側のまたぎの高さを500mm以上から450mm以下にするもの	
❷防災性 災害に備える	壁又は天井の防火性の向上		
	防水板の設置	建築物又は敷地の出入口に設置するもの	
	屋根の軽量化	事前に耐震診断を受けている木造住宅であること 現状のIw値が1.0未満であって、改修後のIw値0.7以上に向上することが明確に示されている場合▶上限30万円 その他の場合 （屋根の軽量化に限り簡易診断＊1も可）▶上限10万円	
	基礎の補強		
	壁の補強		
	耐震シェルターの設置	簡易診断＊1後、木造住宅に「東京都が安価で信頼できる木造住宅の装置として選定したもの＊2」を設置する工事 （旧耐震▶上限30万円　新耐震▶上限10万円）	
	感震ブレーカーの設置	分電盤タイプ（分電盤に内蔵又は接続するタイプ）で電気工事を伴うもの（コンセントタイプは対象外）	

＊1 簡易診断は、日本建築防災協会が発行する「誰でもできるわが家の耐震診断」を行ってください。
＊2 東京都耐震ポータルサイトにて確認できます。